施設機械工事等共通仕様書
（平成２５年１１月）

① 新旧対照表　（総則のみ）

② 改定箇所明示（総則以外）

改　定　後（平成25年11月）

第1編 共 通 編

第1章 総 則

現　　行（平成22年10月）

第1編 共 通 編

第1章 総 則

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

第１節 総 則

１－１－１ 適 用

１．施設機械工事等共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、山形県が発注する農業農村整備事業等に関する施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事（以下「工事」という。）の施工に係る建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

２．受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「山形県建設工事監督要領（以下「監督要領」という。）」、「山形県建設工事監督技術基準」、「山形県建設工事重点監督実施要領」、「山形県建設工事検査規程」に従った監督、検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。

また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、一部完成検査、中間検査、出来形検査）に当たり、地方自治法施行令（平成 23 年 12 月 26 日改正 政令第 424 号）第 167 条の 15 第１項及び第２項に基づくものであることを認識しなければならない。

３．契約図書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

４．受注者の責に帰すべき事由により、復旧、修復及び補修等を要する場合、その費用は受注者の負担とする。

５．特記仕様書、共通仕様書及び図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に記載された数値に相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

６．受注者は、本体工事着手前に設計図書に基づき、実施仕様書、計算書及び工事に必要な詳細図を作成し、監督職員にこれらの承諾を受けなければならない。又、設計図書の数値に相違があった場合には、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

７．受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約約款第 28 条（臨機の措置）に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

８．設計図書は、ＳＩ単位を使用するものとする。SI 単位については、SI 単位と非 SI 単位とが併記されている場合は（ ）内を非 SI 単位とする。受注者は、SI 単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、非 SI 単位の使用が認められているものについては、この限りではない。

~~８．仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。~~

９．JIS 規格や各種協会規格については、本共通仕様書によるものとするが、これら規格が改正した場合は、改正後の基準とする。

~~９．共通仕様書に記載されている関係基準等の文献に改訂があった場合は、監督職員の指示する場合を除き、最新版を使用するものとする。~~

１－１－２ 用語の定義

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

第１節 総 則

１－１－１ 適 用

１．施設機械工事等共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、山形県が発注する農業農村整備事業等に関する施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事（以下「工事」という。）の施工に係る建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

２．請負者は、共通仕様書の適用にあたっては、「山形県建設工事監督要領（以下「監督要領」という。）、山形県建設工事監督技術基準、山形県建設工事重点監督実施要領、山形県建設工事検査規程」による監督、検査体制のもとで、建設業法第 18 条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、これら監督、検査（完成検査、一部完成検査、出来形検査及び中間検査）にあたっては、地方自治法施行令（昭和 22 年５月３日政令第 16 号）第 167 条の 15 第１項及び第２項に基づくものであることを認識しなければならない。

３．契約図書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

４．請負者の責に帰すべき事由により、復旧、修復及び補修等を要する場合、その費用は請負者の負担とする。

５．請負者は、本体工事着手前に設計図書に基づき、実施仕様書、計算書及び工事に必要な詳細図を作成し、監督職員にこれらの承諾を受けなければならない。又、設計図書の数値に相違があった場合には、請負者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

６．請負者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約約款第 28 条（臨機の措置）に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

７．設計図書は、ＳＩ単位を使用するものとする。SI 単位については、SI 単位と非 SI 単位とが併記されている場合は（ ）内を非 SI 単位とする。

８．仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

９．共通仕様書に記載されている関係基準等の文献に改訂があった場合は、監督職員の指示する場合を除き、最新版を使用するものとする。

１－１－２ 用語の定義

改　定　後（平成25年11月）

第1章　総　則

1.「監督職員」とは、契約約款第10条に基づき指定された職員とし、総括監督員、監督員を総称していう。
2.「総括監督員」とは、「監督要領」に定める総括監督業務を担当する。
3.「監督員」とは、「監督要領」に定める監督業務を担当する。
4.「契約図書」とは、契約約款及び設計図書をいう。
5.「設計図書」とは、仕様書、図面、工事数量表、閲覧設計書をいう。
6.「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
7.「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうちあらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
8.「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面を含むものとする。
9.「工事数量表」とは工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
10.「閲覧設計書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
~~11.「質疑応答書」とは、閲覧設計書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。~~
11.「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
12.「実施仕様書」とは、設計図書に基づき、受注者が仕様を明確にするために作成する書面をいう。
13.「計算書」とは、設計図書に基づき、受注者が作成する詳細図にかかわる強度、機能、数量の計算書をいう。
14.「詳細図等」とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、受注者が作成する製作及び据付上必要となる図面をいう。
15.「施工図」とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、受注者が作成する製作及び据付上必要となる図面のうち、当該設備に限り使用権を発注者に委譲したものをいう。
16.「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
17.「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
18.「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
19.「提出」とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

現　行（平成22年10月）

第1章　総　則

1.「監督職員」とは、契約約款第10条に基づき指定された職員とし、総括監督員、監督員を総称していう。
2.「総括監督員」とは、「監督要領」に定める総括監督業務を担当する。
3.「監督員」とは、「監督要領」に定める監督業務を担当する。
4.「契約図書」とは、契約書（契約約款含む）及び設計図書をいう。
5.「設計図書」とは、特記仕様書（工事数量表含む）、図面、共通仕様書、閲覧設計書及び閲覧設計書に対する質疑応答書をいう。
6.「仕様書」とは、各工事に対する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
7.「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
8.「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が請負者に指示した書面及び請負者が提出し監督職員が承諾した書面を含むものとする。
9.「工事数量表」とは工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいい「特記仕様書」に含む。
10.「閲覧設計書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
11.「質疑応答書」とは、閲覧設計書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
12.「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が請負者に指示した図面及び請負者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
13.「実施仕様書」とは、設計図書に基づき、請負者が仕様を明確にするために作成する書面をいう。
14.「計算書」とは、設計図書に基づき、請負者が作成する詳細図にかかわる強度、機能、数量の計算書をいう。
15.「詳細図」とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、請負者が作成する製作及び据付上必要となる図面をいう。
16.「施工図」とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、請負者が作成する製作及び据付上必要となる図面のうち、当該設備に限り使用権を発注者に委譲したものをいう。
17.「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
18.「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は請負者が書面により同意することをいう。
19.「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

改　定　後（平成25年11月）

第1章　総　則

20.「提示」とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

21.「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について、書面により知らせることをいう。

22.「通知」とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

23. 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

24. 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

25. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

26.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

（1）緊急を要する場合は、ファクシミリまたはＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

（2）電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

27. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

28. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

29.「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

30.「立会」とは、契約図書に示された項目において、監督職員臨場し、内容を確認することをいう。

31.「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

32.「検査」とは、検査員が契約約款第 33 条に基づく完成検査、同第 39 条に基づく出来形検査及び同第 40 条に基づく一部完成検査により給付の完了の確認を行うこと、更には山形県建設工事検査規程（昭和 55 年 4 月 1 日山形県訓令第 10 号）に基づく中間検査をいう。なお、中間検査とは、請負代金の支払いを伴うものではない。

33.「検査員」とは、契約約款第 33 条第 2 項の規定に基づき、検査を行うために発注者が定めた者をいう。

34.「同等以上の品質」とは、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。

現　行（平成22年10月）

第1章　総　則

20.「提出」とは、監督職員が請負者に対し又は請負者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

21.「提示」とは、監督職員が請負者に対し又は請負者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

22.「報告」とは、請負者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。

23.「通知」とは、発注者又は監督職員と請負者又は現場代理人の間で、監督職員が請負者に対し又は請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

24.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

（1）緊急を要する場合は、ファクシミリ又はＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

（2）電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

25.「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

26.「立会」とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

27.「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

28.「検査」とは、検査員が契約約款第 33 条に基づく完成検査、同第 39 条に基づく出来形検査及び同第 40 条に基づく一部完成検査により給付の完了の確認を行うこと、更には山形県建設工事検査規程（昭和 55 年 4 月 1 日山形県訓令第 10 号）に基づく中間検査をいう。なお、中間検査とは、請負代金の支払いを伴うものではない。

29.「検査員」とは、契約約款第 33 条第 2 項の規定に基づき、検査を行うために発注者が定めた者をいう。

30.「同等以上の品質」とは、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は請負者の負担とする。

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

35.「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
36.「工事開始日」とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
37.「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む。）の初日をいう。
38.「工事」とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
39.「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
40.「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
41.「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
42.「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
43.「SI」とは、国際単位系をいう。
44.「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
45.「JIS 規格」とは、日本工業規格をいう。
46.「完成図書」とは、工事完成時に提出する契約仕様書、実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録書、数量表、購入品等機器一覧表、取扱説明書、完成写真及び官庁等関係機関の届出書をいう。
　なお、完成図書は、「施設機械工事完成図書等作成要領」に基づき作成するものとす。
47.「承諾図書」とは、受注者が設計図書の設備仕様に対し構成機器等を決定した根拠となる実施仕様書、計算書および詳細図等を含む図書であり、設計図書記載の所定の期間内または監督職員と協議して定めた期間内に監督職員に提出して承諾を得なければならない。
　承諾図書の承諾とは、発注者もしくは監督職員と受注者が書面により、着工後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為である。

１－１－３　提出書類

１．受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
~~1．受注者は、提出書類を契約図書・関係法令等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。~~
２．契約約款第 10 条第５項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類をいう。~~及びその他現場説明の際指定した書類をいう。~~
３．受注者は、提出書類の内容に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出しなければ

現　　行（平成22年10月）

第１章　総　則

31.「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
32.「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
33.「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む。）の初日をいう。
34.「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
35.「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
36.「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
37.「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
38.「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所並びに設計図書で明確に指定される場所をいう。
39.「SI」とは、国際単位系をいう。
40.「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
41.「JIS 規格」とは、日本工業規格をいう。

１－１－３　提出書類

１．請負者は、提出書類を契約図書・関係法令等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
２．契約約款第 10 条第５項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。
３．請負者は、提出書類の内容に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出しなければならない。
４．請負者は、監督職員が特に指示した事項については、さらに詳細な書類を提出しなければならない。

改　定　後（平成２５年１１月）

ならない。

４．受注者は、監督職員が特に指示した事項については、さらに詳細な書類を提出しなければならない。

５．受注者は、工事の種類や規模等により提出を必要としないと判断できる書類については、監督職員の承諾を受けたうえで、提出を省略できるものとする。

６．監督職員は、技術的な確認が必要な場合、受注者に対し技術資料・サンプル等の提出を求めることができる。

１－１－４ 工　程　表

受注者は、契約約款第３条第１項に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

１－１－５ 提出図書

１．受注者は次の図書を監督職員に提出しなければならない。

（１）工事着手前に提出するもの。

①施工計画書

（２）承諾図書として本体工事着手前に提出し承諾を受けるもの。

1)実施仕様書

①工事概要

②設計条件

③実施仕様

(ｱ)詳細仕様

(ｲ)使用材料

2)計算書

①設計計算書

②計算根拠

3)詳細図等

①全体図

②平面図

③断面図

④詳細図

⑤制御フロー図

⑥単線結線図

4)その他監督職員が必要としたもの

~~（２）本体工事着手前に提出し承諾を受けるもの。~~

~~① 実施仕様書~~

~~② 計算書~~

~~③ 詳細図~~

~~④ その他特記仕様書に記載したもの~~

（３）工事進捗にあわせて提出するもの。

現　行（平成２２年１０月）

５．請負者は、工事の種類や規模等により提出を必要としないと判断できる書類については、監督職員の承諾を受けたうえで、提出を省略できるものとする。

６．監督職員は、技術的な確認が必要な場合、請負者に対し技術資料・サンプル等の提出を求めることができる。

１－１－４ 工　程　表

請負者は、契約約款第３条第１項に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

１－１－５ 提出図書

１．請負者は次の図書を監督職員に提出しなければならない。

（１）工事着手前に提出するもの

①施工計画書

（２）本体工事着手前に提出し承諾を受けるもの。

① 実施仕様書

② 計算書

③ 詳細図

④ その他特記仕様書に記載したもの

（３）工事進捗にあわせて提出するもの。

① 施工管理記録書

② その他特記仕様書に記載したもの

（４）工事完成時に提出するもの。

① 完成図書

② 施工図

③ 工事写真

④ その他特記仕様書に記載したもの

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

① 施工管理記録書
② その他特記仕様書に記載したもの
（４）工事完成時に提出するもの。
① 完成図書
② 施工図
③ 工事写真
④ その他特記仕様書に記載したもの
（５）その他監督職員が必要としたもの。

１－１－６ 施工計画書

１．受注者は、工事着手前に工事を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
受注者は施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。
この場合、受注者は施工計画書に次の事項について記載しなければならない。
また、監督職員がその事項について補足を求めた場合には、追記するものとする。
ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
（１）工事概要
（２）工程表
（３）工場及び現場組織表（品質管理組織表を含む）
（４）施工要領
① 製作要領
② 溶接要領
③ 塗装要領
④ 輸送要領
⑤ 主要資材
⑥ 据付要領（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
⑦ 確認･検査要領
（５）施工管理計画（出来高、品質、写真等）
（６）安全管理（工場、現場）
（７）指定機械
（８）緊急時の体制及び対応
（９）交通管理
（10）環境対策
（11）現場作業環境の整備
（12）再生資源の利用の促進建設副産物の適正処理方法
（13）その他
２．受注者は、工事着手前に工事を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

１－１－６ 施工計画書

１．請負者は、工事着手前に工事を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
請負者は施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。
この場合、請負者は施工計画書に次の事項について記載しなければならない。
また、監督職員がその事項について補足を求めた場合には、追記するものとする。
ただし、請負者は維持補修工事など簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
（１）工事概要
（２）工程表
（３）工場及び現場組織表（品質管理組織表を含む）
（４）施工要領
① 製作要領
② 溶接要領
③ 塗装要領
④ 輸送要領
⑤ 主要資材
⑥ 据付要領（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
⑦ 確認･検査要領
（５）施工管理計画（出来高、品質、写真等）
（６）安全管理（工場、現場）
（７）指定機械
（８）緊急時の体制及び対応
（９）交通管理
（10）環境対策
（11）現場作業環境の整備
（12）再生資源の利用の促進建設副産物の適正処理方法
（13）その他

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

３．受注者は、上記１．（８）において、受注者及び発注者の夜間・休日連絡先を明記しなければならない。

４．受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、その都度の提出を省略できるものとし、後日の提出でよいものとする。

５．受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

~~２．受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。~~

~~３．受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。~~

１－１－７　完成図書及び施工図

１．第１編 1-1-5 に定める完成図書及び施工図は、別に定める作成要領によるものとする。
　なお、設備の改造、機器更新等が施工された場合で既存の完成図書の内容と相異が生じる部分について、内容の追加及び修正を受注者において実施するものとする。

２．受注者は、設計図書で電子納品の対象工事と明示された場合には、「山形県電子納品取扱要領」及び「山形県電子納品運用マニュアル」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。なお、電子化とする範囲や検査方法等については、監督職員との事前協議により決定しなければならない。

３．受注者は、前項に基づき電子納品を行う場合には、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。

１－１－８　管理記録の整理

受注者は、実施した工事（新設、改造を含む）の施工内容等について設備管理記録へ必要事項を適正に記入し、提出しなければならない。なお、設備管理記録の様式については別途監督職員の指示による。

１－１－９　低入札価格調査制度による調査

１．低入札価格調査制度による調査

（１）当該工事が低入札価格調査制度による調査の対象となった場合は、その調査に応じなければならない。

（２）（１）の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者は応じなければならない。

２．低入札完成時確認調査

（１）受注者は、下請負者の協力を得て履行確認等調査票（完成時確認調査用）の作成を行い、工事完了後、当該工事の完成検査の日までに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途監督職員から指示するものとする。

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

２．請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

３．請負者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

１－１－７　完成図書及び施工図

１．第１編 1-1-5 に定める完成図書及び施工図は別に定める作成要領によるものとする。
　なお、設備の改造、機器更新等が施工された場合で既存の完成図書の内容と相異が生じる部分について、内容の追加及び修正を請負者において実施するものとする。

２．請負者は、設計図書で電子納品の対象工事と明示された場合には、「山形県電子納品取扱要領」及び「山形県電子納品運用マニュアル」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。なお、電子化とする範囲や検査方法等については、監督職員との事前協議により決定しなければならない。

３．請負者は、前項に基づき電子納品を行う場合には、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。

１－１－８　管理記録の整理

請負者は、実施した工事（新設、改造を含む）の施工内容等について設備管理記録へ必要事項を適正に記入し、提出しなければならない。なお、設備管理記録の様式については別途監督職員の指示による。

１－１－９　低入札価格調査制度による調査

１．低入札価格調査制度による調査

（１）当該工事が低入札価格調査制度による調査の対象となった場合は、その調査に応じなければならない。

（２）（１）の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、請負者は応じなければならない。

２．低入札完成時確認調査

（１）請負者は、下請負者の協力を得て履行確認等調査票（完成時確認調査用）の作成を行い、工事完了後、当該工事の完成検査の日までに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途監督職員から指示するものとする。

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

（2）受注者は、提出された調査票について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は、監督職員の指示に基づき下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

１－１－10　ＣＯＲＩＮＳへの登録

~~1．~~　受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を要しない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

~~2．「工事カルテ」の登録は、フロッピーディスクによる登録のほか、公衆回線を通じたオンラインにより登録することが出来る。~~

１－１－11 承諾図書の不承諾に伴う結果

第１編 1-1-5 に従い提出された受注者の承諾図書が監督職員により不承諾となった場合は、直ちに監督職員と協議したうえで必要事項を修正し、再提出するものとする。

１－１－12 承諾済の受注者の詳細図

契約約款の規定を除き、承諾済の受注者の詳細図はいかなる理由があろうとも受注者自身の裁量にて変更してはならない。

１－１－13 受注者による発注者の図面の使用

発注者又は監督職員から受注者に提供された設計図書及びその他資料は、発注者の所有物とする。

受注者は、これらの資料を発注者の同意を得ないで契約遂行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならないものとする。

１－１－14 承諾図書の誤謬

1．受注者は発注者又は監督職員からの図面、仕様書又はその他書面による資料の誤り以外、受注者の図面のいかなる誤謬若しくは脱漏に対して責任を負うものとする。

2．受注者は、承諾図書及びその他資料の提供遅延、受注者の責任となる誤謬及び脱漏の結果に伴い招いた損害を補填するいかなる費用をも負担するものとする。

3．監督職員が共通仕様書第１編 1-1-5 により行う承諾図書の承諾は、受注者が行う責任設

現　行（平成22年10月）

第１章　総　則

（2）請負者は、提出された調査票について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、請負者は、監督職員の指示に基づき下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

１－１－10 工事カルテ作成、登録

1．請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、財団法人日本建設情報総合センター（以下、「ＪＡＣＩＣ」という。）が実施している工事実績情報サービス（以下、「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を要しない。ただし、工事請負代金 2,500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

2．「工事カルテ」の登録は、フロッピーディスクによる登録のほか、公衆回線を通じたオンラインにより登録することが出来る。

１－１－11 詳細図の不承諾に伴う結果

第１編 1-1-5 に従い提出された請負者の図面が監督職員により不承諾となった場合は、直ちに監督職員と協議したうえで必要事項を修正し、再提出するものとする。

１－１－12 承諾済の請負者の詳細図

契約約款の規定を除き、承諾済の請負者の詳細図はいかなる理由があろうとも請負者自身の裁量にて変更してはならない。

１－１－13 請負者による発注者の図面の使用

発注者又は監督職員から請負者に提供された設計図書及びその他資料は、発注者の所有物とする。

請負者は、これらの資料を発注者の同意を得ないで契約遂行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならないものとする。

１－１－14 詳細図の誤謬

1．請負者は発注者又は監督職員からの図面、仕様書又はその他書面による資料の誤り以外、請負者の図面のいかなる誤謬若しくは脱漏に対して責任を負うものとする。

2．請負者は、請負者の詳細図及びその他資料の提供遅延、請負者の責任となる誤謬及び脱漏の結果に伴い招いた損害を補填するいかなる費用をも負担するものとする。

3．監督職員が共通仕様書第１編 1-1-5 に従い詳細図を承諾したことで、請負者のいかなる

改　定　後（平成25年11月）

計を発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（瑕疵担保責任等）が免責または軽減されるものではない。

~~承諾したことで、受注者のいかなる責任も軽減する理由とはならない。~~

１－１－15 発注者の誤謬

発注者は、発注者又は監督職員により提供された発注者の図面、その他の文書による資料及び工事変更の指示事項に対して責任を負うものとする。

また、発注者は発注者の図面、資料、指示事項に誤りがあり、工事変更が必要となる場合、契約約款に基づき請負金額の変更を行うものとする。

１－１－16 数量の算出

１．数量の算出は、監督職員の指示によるものとする。

２．受注者は、設計図書又は監督職員が承諾した受注者の提出図書に従って、設計数量をもとに出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。

この場合、測量及び数量の算出等は受注者の負担により行うものとする。

３．設計数量とは、設計図書に基づき算出された数量をいう。

４．出来形数量とは、現地の出来形測量の結果に基づき算出された数量をいう。

１－１－17 設計図書の照査等

１．受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、施設機械工事等施工管理基準等市販されているものについては、受注者が備えなければならない。

２．受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第 19 条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、従わなければならない。

３．受注者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

１－１－18 諸法令の遵守

１．受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令、諸法規の適用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令、法規は次に示すとおりである。

（１）地方自治法　（昭和 22 年　法律第　67 号）
（２）建設業法　（昭和 24 年　法律第 100 号）
（３）下請代金支払遅延等防止法　（昭和 31 年　法律第 120 号）
（４）労働基準法　（昭和 22 年　法律第　49 号）
（５）職業安定法　（昭和 22 年　法律第 141 号）
（６）労働安全衛生法　（昭和 47 年　法律第　57 号）
（７）作業環境測定法　（昭和 50 年　法律第　28 号）

現　行（平成22年10月）

責任も軽減する理由とはならない。

１－１－15 発注者の誤謬

発注者は、発注者又は監督職員により提供された発注者の図面、その他の文書による資料及び工事変更の指示事項に対して責任を負うものとする。

また、発注者は発注者の図面、資料、指示事項に誤りがあり、工事変更が必要となる場合、契約約款に基づき請負金額の変更を行うものとする。

１－１－16 数量の算出

１．数量の算出は、監督職員の指示によるものとする。

２．請負者は、設計図書又は監督職員が承諾した請負者の提出図書に従って、設計数量をもとに出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。

この場合、測量及び数量の算出等は請負者の負担により行うものとする。

３．設計数量とは、設計図書に基づき算出された数量をいう。

４．出来形数量とは、現地の出来形測量の結果に基づき算出された数量をいう。

１－１－17 設計図書の照査等

１．請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、施設機械工事等施工管理基準等市販されているものについては、請負者が備えなければならない。

２．請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第 19 条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

また、請負者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、従わなければならない。

３．請負者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

１－１－18 諸法令の遵守

１．請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令、諸法規の適用は請負者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令、法規は次に示すとおりである。

（１）地方自治法　（昭和 22 年　法律第　67 号）
（２）建設業法　（昭和 24 年　法律第 100 号）
（３）下請代金支払遅延等防止法　（昭和 31 年　法律第 120 号）
（４）労働基準法　（昭和 22 年　法律第　49 号）
（５）職業安定法　（昭和 22 年　法律第 141 号）
（６）労働安全衛生法　（昭和 47 年　法律第　57 号）

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

（８）じん肺法　（昭和 35 年　法律第　30 号）
（９）雇用保険法　（昭和 49 年　法律第 116 号）
（10）労働者災害補償保険法　（昭和 22 年　法律第　50 号）
（11）健康保険法　（大正 11 年　法律第　70 号）
（12）中小企業退職金共済法　（昭和 34 年　法律第 160 号）
（13）日雇労働者健康保険法　（昭和 28 年　法律第 207 号）
（14）公害対策基本法　（昭和 42 年　法律第 132 号）
（15）建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（昭和 51 年　法律第 33 号）
（16）出入国管理及び難民認定法　（平成 3 年　法律第 94 号）
（17）道路法　（昭和 27 年　法律第 180 号）
（18）道路交通法　（昭和 35 年　法律第 105 号）
（19）道路運送法　（昭和 26 年　法律第 183 号）
（20）道路運送車両法　（昭和 26 年　法律第 185 号）
（21）砂防法　（明治 30 年　法律第　29 号）
（22）地滑り等防止法　（昭和 33 年　法律第　30 号）
（23）河川法　（昭和 39 年　法律第 167 号）
（24）海岸法　（昭和 31 年　法律第 101 号）
（25）港湾法　（昭和 25 年　法律第 218 号）
（26）港則法　（昭和 23 年　法律第 174 号）
（27）漁港法　（昭和 25　年　法律第 137 号）
（28）海上衝突予防法　（昭和 52　年　法律第　62 号）
（29）海上交通安全法　（昭和 47　年　法律第 115 号）
（30）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律　（昭和 45　年　法律第 136 号）
（31）航路標識法　（昭和 24　年　法律第　99 号）
（32）自然公園法　（昭和 32　年　法律第 161 号）
（33）下水道法　（昭和 33　年　法律第　79 号）
（34）航空法　（昭和 27　年　法律第 231 号）
（35）公有水面埋立法　（大正 10　年　法律第　57 号）
（36）水産資源保護法　（昭和 26　年　法律第 313 号）
（37）軌道法　（大正 10　年　法律第　76 号）
（38）森林法　（昭和 26　年　法律第 249 号）
（39）環境基本法　（平成　5　年　法律第　91 号）
（40）火薬類取締法　（昭和 25　年　法律第 149 号）
（41）大気汚染防止法　（昭和 43　年　法律第　97 号）
（42）騒音規制法　（昭和 43　年　法律第　98 号）
（43）水質汚濁防止法　（昭和 45　年　法律第 138 号）
（44）湖沼水質保全特別措置法　（昭和 59　年　法律第　61 号）
（45）振動規制法　（昭和 51　年　法律第　64 号）

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

（７）作業環境測定法　（昭和 50 年　法律第　28 号）
（８）じん肺法　（昭和 35 年　法律第　30 号）
（９）雇用保険法　（昭和 49 年　法律第 116 号）
（10）労働者災害補償保険法　（昭和 22 年　法律第　50 号）
（11）健康保険法　（大正 11 年　法律第　70 号）
（12）中小企業退職金共済法　（昭和 34 年　法律第 160 号）
（13）日雇労働者健康保険法　（昭和 28 年　法律第 207 号）
（14）公害対策基本法　（昭和 42 年　法律第 132 号）
（15）建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（昭和 51 年　法律第 33 号）
（16）出入国管理及び難民認定法　（昭和 26 年　法律第 319 号）
（17）道路法　（昭和 27 年　法律第 180 号）
（18）道路交通法　（昭和 35 年　法律第 105 号）
（19）道路運送法　（昭和 26 年　法律第 183 号）
（20）道路運送車両法　（昭和 26 年　法律第 185 号）
（21）砂防法　（明治 30 年　法律第　29 号）
（22）地滑り等防止法　（昭和 33 年　法律第　30 号）
（23）河川法　（昭和 39 年　法律第 167 号）
（24）海岸法　（昭和 31 年　法律第 101 号）
（25）港湾法　（昭和 25 年　法律第 218 号）
（26）港則法　（昭和 23 年　法律第 174 号）
（27）漁港法　（昭和 25　年　法律第 137 号）
（28）海上衝突予防法　（昭和 52　年　法律第　62 号）
（29）海上交通安全法　（昭和 47　年　法律第 115 号）
（30）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律　（昭和 45　年　法律第 136 号）
（31）航路標識法　（昭和 24　年　法律第　99 号）
（32）自然公園法　（昭和 32　年　法律第 161 号）
（33）下水道法　（昭和 33　年　法律第　79 号）
（34）航空法　（昭和 27　年　法律第 231 号）
（35）公有水面埋立法　（大正 10　年　法律第　57 号）
（36）水産資源保護法　（昭和 26　年　法律第 313 号）
（37）軌道法　（大正 10　年　法律第　76 号）
（38）森林法　（昭和 26　年　法律第 249 号）
（39）環境基本法　（平成　5　年　法律第　91 号）
（40）火薬類取締法　（昭和 25　年　法律第 149 号）
（41）大気汚染防止法　（昭和 43　年　法律第　97 号）
（42）騒音規制法　（昭和 43　年　法律第　98 号）
（43）水質汚濁防止法　（昭和 45　年　法律第 138 号）
（44）湖沼水質保全特別措置法　（昭和 59　年　法律第　61 号）

改　定　後（平成25年11月）

第1章　総　則

（46）廃棄物の処理及び清掃に関する法律　（昭和 45 年 法律第 137 号）
（47）資源の有効な利用の促進に関する法律　（平成 12 年 法律第 113 号）
（48）文化財保護法　（昭和 25 年 法律第 214 号）
（49）砂利採取法　（昭和 43 年 法律第 74 号）
（50）電気事業法　（昭和 39 年 法律第 170 号）
（51）電波法　（昭和 25 年 法律第 131 号）
（52）消防法　（昭和 23 年 法律第 186 号）
（53）測量法　（昭和 24 年 法律第 188 号）
（54）建築基準法　（昭和 25 年 法律第 201 号）
（55）都市公園法　（昭和 31 年 法律第 79 号）
（56）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
（平成 12 年 法律第 104 号）
（57）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
（平成 12 年 法律第 100 号）
（58）電気工事士法　（昭和 35 年 法律第 139 号）
（59）有線電気通信法　（昭和 28 年 法律第 96 号）
（60）電気通信事業法　（昭和 59 年 法律第 86 号）
（61）自然環境保全法　（昭和 47 年 法律第 85 号）
（62）環境影響評価法　（平成 9 年 法律第 81 号）
（63）自然再生推進法　（平成 14 年 法律第 148 号）
（64）景観法　（平成 16 年 法律第 110 号）
（65）水防法　（昭和 24 年 法律第 193 号）
（66）国有財産法　（昭和 23 年 法律第 73 号）
（67）再生資源の利用の促進に関する法律　（平成 3 年 法律第 48 号）
（68）公共工事の品質確保の促進に関する法律　（平成 17 年 法律第 18 号）
（69）公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律
（昭和 12 年 法律第 100 号）
（70）緊急失業対策法　（昭和 24 年 法律第 89 号）
（71）技術士法　（昭和 58 年 法律第 25 号）
（72）漁業法　（昭和 24 年 法律第 267 号）
（73）計量法　（平成 4 年 法律第 51 号）
（74）厚生年金保険法　（昭和 29 年 法律第 115 号）
（75）最低賃金法　（昭和 34 年 法律第 137 号）
（76）所得税法　（昭和 40 年 法律第 33 号）
（77）著作権法　（昭和 45 年 法律第 48 号）
（78）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
（昭和 42 年 法律第 131 号）
（79）労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（昭和 44 年 法律第 84 号）

現　行（平成22年10月）

第1章　総　則

（45）振動規制法　（昭和 51 年 法律第 64 号）
（46）廃棄物の処理及び清掃に関する法律　（昭和 45 年 法律第 137 号）
（47）資源の有効な利用の促進に関する法律　（平成 12 年 法律第 113 号）
（48）文化財保護法　（昭和 25 年 法律第 214 号）
（49）砂利採取法　（昭和 43 年 法律第 74 号）
（50）電気事業法　（昭和 39 年 法律第 170 号）
（51）電波法　（昭和 25 年 法律第 131 号）
（52）消防法　（昭和 23 年 法律第 186 号）
（53）測量法　（昭和 24 年 法律第 188 号）
（54）建築基準法　（昭和 25 年 法律第 201 号）
（55）都市公園法　（昭和 31 年 法律第 79 号）
（56）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
（平成 12 年 法律第 104 号）
（57）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
（平成 12 年 法律第 100 号）
（58）電気工事士法　（昭和 35 年 法律第 139 号）
（59）有線電気通信法　（昭和 28 年 法律第 96 号）
（60）電気通信事業法　（昭和 59 年 法律第 86 号）
（61）自然環境保全法　（昭和 47 年 法律第 85 号）
（62）環境影響評価法　（平成 9 年 法律第 81 号）
（63）自然再生推進法　（平成 14 年 法律第 148 号）
（64）景観法　（平成 16 年 法律第 110 号）
（65）水防法　（昭和 24 年 法律第 193 号）
（66）国有財産法　（昭和 23 年 法律第 73 号）
（67）再生資源の利用の促進に関する法律　（平成 3 年 法律第 48 号）
（68）公共工事の品質確保の促進に関する法律　（平成 17 年 法律第 18 号）
（69）公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律
（昭和 12 年 法律第 100 号）
（70）緊急失業対策法　（昭和 24 年 法律第 89 号）
（71）技術士法　（昭和 58 年 法律第 25 号）
（72）漁業法　（昭和 24 年 法律第 267 号）
（73）計量法　（平成 4 年 法律第 51 号）
（74）厚生年金保険法　（昭和 29 年 法律第 115 号）
（75）最低賃金法　（昭和 34 年 法律第 137 号）
（76）所得税法　（昭和 40 年 法律第 33 号）
（77）著作権法　（昭和 45 年 法律第 48 号）
（78）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
（昭和 42 年 法律第 131 号）

改　定　後（平成25年11月）

（80）農薬取締法　（昭和 23 年 法律第 82 号）
（81）毒物および劇物取締法　（昭和 25 年 法律第 303 号）
（82）土壌汚染対策法　（平成 14 年 法律第 53 号）
（83）地方公共団体の関係諸条例
（84）特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律　（平成 17 年 法律第 51 号）

２．受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が発注者に及ばないようにしなければならない。
３．受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが本条第１項の諸法令に照らして不適当であったり、矛盾していることが判明した場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。

１－１－19 官公庁等への手続等

１．受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
２．受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
~~３．受注者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。~~
３．受注者は、諸手続きにかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督職員に提出しなければならない。
なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
４．受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
５．受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
６．受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
７．受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
~~７．受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。~~
８．受注者は、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線等の工作物がある場合には、使用する船舶・機械の規模、航行経路、作業期間など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に説明しなければならない。
~~８．受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意を持ってその解決にあたらなければならない。~~

現　行（平成22年10月）

（79）労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（昭和 44 年 法律第 84 号）
（80）農薬取締法　（昭和 23 年 法律第 82 号）
（81）毒物および劇物取締法　（昭和 25 年 法律第 303 号）
（82）土壌汚染対策法　（平成 14 年 法律第 53 号）
（83）地方公共団体の関係諸条例
（84）特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律　（平成 17 年 法律第 51 号）

２．請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が発注者に及ばないようにしなければならない。
３．請負者は、設計図書及び契約そのものが本条第１項の諸法令に照らして不適当であったり、矛盾していることが判明した場合、直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。

１－１－19 官公庁等への手続等

１．請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
２．請負者は、工事施工にあたり関係官公庁及びその他の関係機関に対する諸手続きを自らの責任において法令、条例又は設計図書の規定により迅速に実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を得るものとする。
３．請負者は、本条第２項に規定する届出等の実施にあたり、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。
４．請負者は、諸手続きにかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督職員に提出しなければならない。
５．請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
６．請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告のうえ、これらの交渉にあたり、誠意をもって対応しなければならない。
７．請負者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
８．請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意を持ってその解決にあたらなければならない。

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

９．受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

１－１－20 工事中の安全確保

１．受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け農林水産省農村振興局整備部長名）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、ＪＩＳ Ａ ８９７２（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は該当工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

２．受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、、流水又は水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

~~３．受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 2 月 1 日付け 5 地第 72 号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。~~

~~４．受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。~~

~~ただし、より条件にあった建設機械がある場合は、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。~~

３．受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

４．受注者は、豪雨、出水、土石流、及びその他の天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。

５．受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

６．受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

~~９．受注者は、公衆の見やすいところに工事名、工期、事業主体名、工事受注者名、連絡先、電話番号及び現場責任者名を記入した工事標識を設置しなければならない。~~

７．受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

８．受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

２）工事内容の周知徹底

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

９．請負者は、本条の交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

１－１－20 工事中の安全確保

１．請負者は、土木工事等施工技術安全指針（20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け農林水産省農村振興局整備部長名）JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。

２．請負者は、監督職員及び管理者の承諾なくして流水又は水陸交通の支障となるような行為等公衆に迷惑を及ぼす施工方法を採用してはならない。

３．請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 2 月 1 日付け 5 地第 72 号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

４．請負者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により指定されている場合、これに適合した建設機械を使用しなければならない。

ただし、より条件にあった建設機械がある場合は、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

５．請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。

６．請負者は、豪雨、出水及びその他の天災に対して、気象予報等について十分な注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

７．請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合、その区域を板囲、ロープ等で囲うとともに、「立ち入り禁止」の標示をしなければならない。

８．請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

９．請負者は、公衆の見やすいところに工事名、工期、事業主体名、工事請負者名、連絡先、電話番号及び現場責任者名を記入した工事標識を設置しなければならない。

10．請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

３）土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
４）工事における災害対策訓練
５）工事現場で予想される事故対策
６）その他、安全、訓練として必要な事項

~~11.　安全対策~~

~~（１）受注者は、土地改良事業等における工事の安全対策について（平成４年５月 27 日付け 4 構改第 308 号農林水産省構造改善局長通知）に基づいて、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり半日以上の時間を割当てて、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。~~

~~１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育~~
~~２）工事内容の周知徹底~~
~~３）土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底~~
~~４）工事における災害対策訓練~~
~~５）工事現場で予想される事故対策~~
~~６）その他、安全、訓練として必要な事項~~

~~（２）施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全、訓練等の具体的な計画について記載しなければならない。~~

~~（３）安全、訓練等の実施状況は、写真、ビデオ又は実施状況報告書等により提示するものとする。~~

９．受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

10．受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告書等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

11．受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

12．受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

13．監督職員が、労働安全衛生法第（平成 18 年６月２日改定 法律第 50 号）30 条第１項に規定する措置を講じる者として、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合においては、受注者はこれに従うものとする。

14．受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成 18 年６月改定 法律第 50 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。
特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

~~15．受注者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現~~

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

11.　安全対策
（１）請負者は、土地改良事業等における工事の安全対策について（平成４年５月 27 日付け 4 構改第 308 号農林水産省構造改善局長通知）に基づいて、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり半日以上の時間を割当てて、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
２）工事内容の周知徹底
３）土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
４）工事における災害対策訓練
５）工事現場で予想される事故対策
６）その他、安全、訓練として必要な事項
（２）施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全、訓練等の具体的な計画について記載しなければならない。
（３）安全、訓練等の実施状況は、写真、ビデオ又は実施状況報告書等により提示するものとする。

12．請負者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

13．請負者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。

14．監督職員が、労働安全衛生法第 30 条第１項に規定する措置を講じる者として、同条第２項の規定に基づき、請負者を指名した場合においては、請負者はこれに従うものとする。

15．請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

16．請負者は、施工計画の立案にあたり既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状

改　定　後（平成25年11月）

第1章　総　則

~~地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。~~

15. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

17. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

18. 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置について占用者全体の立会いを求め、管理者を明確にしなければならない。

19. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し応急処置をとり、その補修しなければならない。

１－１－21 爆発及び火災の防止

１．受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

（１）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を尊守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

（２）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

２．受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

（１）受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。

（２）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

（３）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

（４）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

~~１．受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要のある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを監督職員に提出しなければならない。~~

~~２．受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。~~

~~工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した使用計画書を監督職員に提出しなければならない。~~

現　行（平成22年10月）

第1章　総　則

況を勘案し、防災対策を考慮のうえ施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたり、工法及び工程について十分に配慮しなければならない。

17. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。

18. 請負者は、工事の施工箇所に地下埋設物等を発見した場合、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

19. 請負者は、施工中管理者不明の地下埋設物等を発見した場合、監督職員に報告し、その処置について監督職員の指示により行うものとする。

20. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合、直ちに関係機関及び監督職員に連絡し、応急処置を取るとともに、その補修について、関係機関及び発注者と協議のうえ行うものとする。

１－１－21 爆発及び火災の防止

１．請負者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要のある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを監督職員に提出しなければならない。

２．請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した使用計画書を監督職員に提出しなければならない。

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

~~3．受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。~~

~~4．受注者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。~~

~~5．受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。~~

~~6．現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。~~

１－１－22 跡片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事に係わる部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等（検査当日中に片付けられる簡易なものに限る）は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するもとする。

１－１－23 電子納品

１．受注者は、「工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編、又は電気通信設備編」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品に当たっては、「電子納品運用ガイドライン（案）機械設備工事編【工事】、又は電気通信設備編」、「電子化図面データの作成要領（案）機械設備工事編、又は電気通信設備編」、「電子化写真データの電子納品要領（案）」等を参考にし、監督職員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。

２．受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。

１－１－24 環境対策

１．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年３月30日改正）、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

２．受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。

３．監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員へ提出しなければならない。

現　行（平成22年10月）

第１章　総　則

３．請負者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

４．請負者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

５．請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

６．現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

１－１－22 後片付け

請負者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事に係わる部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するもとする。

１－１－23 環境対策

１．請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年３月30日　建設大臣官房技術審議官通達）、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

２．請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認するなど明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

３．監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合に

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

４．受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切に措置をとらなければならない。

受注者は、「作業船団の運航に伴う環境保全対策マニュアル（社）日本海上起重技術協会」を参考にし、工事施工中の環境保全に努めなければならない。

５．受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

６．受注者は、工事の施工にあたり表１－１に示す一般工事用建設機械を使用する場合、およびトンネル坑内作業にあたり表１－２に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年 10 月８日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年３月 18 日付け国総施第 291 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年３月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年３月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。~~なお、トンネル工事を除き、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。~~

ただし、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

~~排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。~~

表１－１

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。

現　　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

おいて、請負者は、必要な資料を提示しなければならない。

４．請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年 10 月８日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 14 年４月１日付け国総施第 225 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年３月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年３月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、トンネル工事を除き、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

レーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	

表１－２

機　　種	備　　考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

~~5．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（昭和 62 年３月 30 日　建設大臣官房技術審議官通達）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成９年７月 31 日　建設省告知）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機械と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することが出来るものとする。~~

~~6．受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「山形県環境物品等調達基本方針」に定められた特定調達物品の使用を積極的に推進するものとする。~~

7．受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して市ようするときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。

また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあっては、下請負者等に関係法令等を尊守させるものとする。

8．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年３月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年４月９日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機械と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。

9．受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「山形県環境物品

現　　行（平成22年10月）

第１章　総　則

5．請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（昭和 62 年３月 30 日　建設大臣官房技術審議官通達）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成９年７月 31 日　建設省告知）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機械と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することが出来るものとする。

6．請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「山形県環境物品等調達基本方針」に定められた特定調達物品の使用を積極的に推進するものとする。

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

等調達基本方針」に定められた特定調達物品の使用を積極的に推進するものとする。

１－１－25 文化財の保護

１．受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

２．受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係わる工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

１－１－26 交通安全管理

１．受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第 30 条によって処置するものとする。

２．受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

３．受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書へ記載しなければならない。

４．受注者は、供用中の公共道路に係わる工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（平成 22 年 12 月 17 日総理府・国土交通省令第３号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知　平成 18 年３月 31 日　国道利 37 号・国道国防第 205 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年２月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

~~５．受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。~~

~~６．受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。~~

５．発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

６．受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

現　行（平成22年10月）

第１章　総　則

１－１－24 文化財の保護

１．請負者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。

２．請負者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係わる工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

１－１－25 交通安全管理

１．請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する場合、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第 30 条によって処置するものとする。

２．請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事について関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を樹立し、災害の防止を図らなければならない。

３．請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に提出しなければならない。

４．請負者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたり、交通の安全につき講じるべき必要な措置について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い、安全対策を講じなければならない。

５．請負者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合、設計図書の定めにより、工事用道路の新設、改良、維持管理及び補修を行わなければならない。

６．請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、請負者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

７．発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負者の責任において使用するものとする。

８．請負者は、特記仕様書に他の請負者と工事用道路を共用する定めがある場合において、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

7．公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。

8．工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は水門又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとする。

9．受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

10．受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障きたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

11．受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、県警機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

12．受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成16年12月8日改正政令第387号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の２に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表１－３　一般的制限値

車両の諸元	一　般　的　制　限　値
幅	2.5m
長　さ	12.0m
高　さ	3.8m
重　量 総　重　量	20.0ｔ（但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大25.0ｔ）
軸　重	10.0ｔ
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18ｔ （隣り合う車軸に係る軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5ｔ以下の場合は19ｔ）、1.8m以上の場合は20ｔ
輪　荷　重	5.0ｔ
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

１－１－27　施工時期及び施工時間の変更

１．受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

２．受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作

現　行（平成22年10月）

第１章　総　則

9．請負者は、公衆の交通が、自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業が中断する場合は、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。

10．工事の性質上、請負者が水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとし、それに従って運用されるものとする。

11．請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の２に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表１－１　一般的制限値

車両の諸元	一　般　的　制　限　値
幅	2.5m
長　さ	12.0m
高　さ	3.8m
重　量 総　重　量	20.0ｔ （但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大25.0ｔ）
軸　重	10.0ｔ
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18ｔ （隣り合う車軸に係る軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5ｔ以下の場合は19ｔ）、1.8m以上の場合は20ｔ
輪　荷　重	5.0ｔ
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

１－１－26　施工時期及び施工時間の変更

１．請負者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合で、それを変更する必要がある場合、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

２．請負者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

業を行うにあっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。
ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

１－１－28 施工管理

１．受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、施設機械工事等施工管理基準（18 農振第 1895 号平成 19 年 3 月 28 日付け農村振興局長通知）により、十分な施工管理を行わなければならない。

２．受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。

３．受注者は、施設機械工事等施工管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督職員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

なお、施設機械工事等施工管理基準により施工管理に定められていない工種については、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

４．受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について監督職員に提出しなければならない。

１－１－29 工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り工事始期日以降 30 日以内に着手しなければならない。

１－１－30 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置

１．受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）及び山形県建設リサイクル指針（平成 14 年４月制定）に基づき、資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を行わなければならない。

２．落札者は、建設工事が建設リサイクル法第９条第１項に規定する対象建設工事（以下、「建設リサイクル法対象建設工事」という。）である場合には、契約締結前に、建設リサイクル法第 12 条第１項に基づき、以下の事項を記載した説明書（参考様式１）により、工事担当課に説明しなければならない。

（注）建設リサイクル法対象建設工事とは、次に掲げるとおりである。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計　80m²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計　500m²
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）※1	請負代金の額※3　1億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※2	請負代金の額※3　500万円

※１　建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※２　建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事

※３　請負代金の額には消費税を含む

３．受注者は、建設工事が建設リサイクル法対象建設工事である場合には、建設工事請負契約書に「解体工事に要する費用等調書」（様式第１号の２）を添付するものとする。

現　行（平成22年10月）

第１章　総　則

業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。

１－１－27 施工管理

１．請負者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、施設機械工事等施工管理基準（18 農振第 1895 号平成 19 年 3 月 28 日付け農村振興局長通知）により施工管理を行わなければならない。

２．請負者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。

３．請負者は、施設機械工事等施工管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督職員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

なお、施設機械工事等施工管理基準により施工管理に定められていない工種については、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

４．請負者は、工事に使用した建設資材の品質記録について監督職員に提出しなければならない。

１－１－28 工事の着手

請負者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後 30 日以内に着手しなければならない。

１－１－29 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置

１．請負者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。」及び「山形県建設リサイクル指針（平成 14 年４月制定）」に基づき、資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を行わなければならない。

２．落札者は、建設工事が建設リサイクル法第９条第１項に規定する対象建設工事（以下、「建設リサイクル法対象建設工事」という。）である場合には、契約締結前に、建設リサイクル法第 12 条第１項に基づき、以下の事項を記載した説明書（参考様式１）により、工事担当課に説明しなければならない。

（注）建設リサイクル法対象建設工事とは、次に掲げるとおりである。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計　80m²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計　500m²
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）※1	請負代金の額※3　1億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※2	請負代金の額※3　500万円

※１　建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※２　建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事

※３　請負代金の額には消費税を含む

３．請負者は、建設工事が建設リサイクル法対象建設工事である場合には、建設工事請負契約書に「解体工事に要する費用等調書」（様式第１号の２）を添付するものとする。

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

なお、同調書については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法等であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

４．第１編 1-9-3 第４項に規定する「再生資源利用計画書」（参考様式２）及び第５項に規定する「再生資源利用促進計画書」（参考様式３）は、搬入・搬出が無い場合であっても、請負金額が 100 万円以上の場合は作成するものとし、契約締結後 14 日以内に監督職員へ提出しなければならない。

なお、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は施工計画書に添付するものとする。

５．第１編 1-9-3 第６項に規定する「再生資源利用計画書（実施書）」（参考様式２）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（参考様式３）は、「建設リサイクルデータ統合システムーＣＲＥＤＡＳー」により作成し、電子データと併せて、監督職員へ提出しなければならない。

６．受注者は、建設リサイクル法第 18 条に基づく発注者への報告として、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理結果報告書」（参考様式４）に以下の資料を添付のうえ、監督員に提出するものとする。

・建設廃棄物にかかる数量総括表（特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物を含む）
・前項に規定する「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」

７．第１編 1-9-3 第２項に規定する産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）の監督職員への提示は、前項に規定する「建設廃棄物処理結果報告書」提出の際に行うことを基本とし、同報告書添付の数量総括表との照合を受けるものとする。

なお、提示する産業廃棄物管理票は、Ｄ票（処分終了時返送）又は電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷とする

８．工事完了時までに、再資源化等の処理が完了していない場合においては、第６項の「建設廃棄物処理結果報告書」を「建設廃棄物処理状況報告書」と読み替え、監督員に提出するものとし、提示する産業廃棄物管理票は、Ｂ-２票（処分終了時返送）又は電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの通知の画面印刷とする。

９．前項の状況報告を行った場合であっても、建設リサイクル法に係る特定建設資材の再資源化等完了時に、再度、第６項及び第７項の報告及び提示をしなければならない。

１－１－31 主任技術者等の資格

１．主任技術者

（１）受注者は、主任技術者を配置する工事で、当該建設工事の種類が「電気工事」、「電気通信工事」、「鋼構造物工事」及び「機械器具設置工事」の場合は、以下に示す資格を有する主任技術者を配置しなければならない。

なお、主任技術者を通知する場合には、その資格要件を満たすことを証するものとして、それぞれの資格に応じ、土木施工管理技士及び電気工事施工管理技士にあっては合

現　行（平成22年10月）

第１章　総　則

なお、同調書については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法等であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

４．第１編 1-9-3 第４項に規定する「再生資源利用計画書」（参考様式２）及び第５項に規定する「再生資源利用促進計画書」（参考様式３）は、搬入・搬出が無い場合であっても、請負金額が 100 万円以上の場合は作成するものとし、契約締結後 14 日以内に監督職員へ提出しなければならない。

なお、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は施工計画書に添付するものとする。

５．第１編 1-9-3 第６項に規定する「再生資源利用計画書（実施書）」（参考様式２）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（参考様式３）は、「建設リサイクルデータ統合システムーＣＲＥＤＡＳー」により作成し、電子データと併せて、監督職員へ提出しなければならない。

６．請負者は、建設リサイクル法第 18 条に基づく発注者への報告として、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理結果報告書」（参考様式４）に以下の資料を添付のうえ、監督員に提出するものとする。

・建設廃棄物にかかる数量総括表（特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物を含む）
・前項に規定する「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」

７．第１編 1-9-3 第２項に規定する産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）の監督職員への提示は、前項に規定する「建設廃棄物処理結果報告書」提出の際に行うことを基本とし、同報告書添付の数量総括表との照合を受けるものとする。

なお、提示する産業廃棄物管理票は、Ｄ票（処分終了時返送）又は電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷とする

８．工事完了時までに、再資源化等の処理が完了していない場合においては、第６項の「建設廃棄物処理結果報告書」を「建設廃棄物処理状況報告書」と読み替え、監督員に提出するものとし、提示する産業廃棄物管理票は、Ｂ-２票（処分終了時返送）又は電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの通知の画面印刷とする。

９．前項の状況報告を行った場合であっても、建設リサイクル法に係る特定建設資材の再資源化等完了時に、再度、第６項及び第７項の報告及び提示をしなければならない。

１－１－30 主任技術者等の資格

１．主任技術者

（１）請負者は、主任技術者を配置する工事で、当該建設工事の種類が「電気工事」、「電気通信工事」、「鋼構造物工事」及び「機械器具設置工事」の場合は、以下に示す資格を有する主任技術者を配置しなければならない。

なお、主任技術者を通知する場合には、その資格要件を満たすことを証するものとして、それぞれの資格に応じ、土木施工管理技士及び電気工事施工管理技士にあっては合

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

格証明書の写しを、技術士にあっては合格証明書又は合格証の写しを、国土交通大臣認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。

１）電気工事（電気設備工事等）

請負代金額	主任技術者の資格要件
８千万円以上	（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を一級の電気工事施工管理に合格した者。 （ロ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）に合格した者。 （ハ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
８千万円未満 １千万円以上	（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を一級の電気工事施工管理若しくは二級の電気工事施工管理に合格した者。 （ロ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）に合格した者。 （ハ）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後３年以上実務の経験を有する者で、在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。 （ニ）電気工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者 （ホ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

２）電気通信工事（電気通信設備工事等）

請負代金額	主任技術者の資格要件
８千万円以上	（イ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）に合格した者。 （ロ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

格証明書の写しを、技術士にあっては合格証明書又は合格証の写しを、国土交通大臣認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。

１）電気工事（電気設備工事等）

請負代金額	主任技術者の資格要件
１億円以上	（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を一級の電気工事施工管理に合格した者。 （ロ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は**総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）**に合格した者。 **（ハ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者**
１億円未満 １千万円以上	（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を一級の電気工事施工管理若しくは**二級の電気工事施工管理**に合格した者。 （ロ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は**総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）**に合格した者。 **（ハ）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後３年以上実務の経験を有する者で、在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。** **（ニ）電気工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者** **（ホ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。**

２）電気通信工事（電気通信設備工事等）

請負代金額	主任技術者の資格要件
１億円以上	（イ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を電気電子部門又は**総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）**に合格した者。 **（ロ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者**

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

８千万円未満 １千万円以上	（イ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）に合格した者。 （ロ）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後３年以上実務の経験を有する者で、在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。 （ハ）電気通信工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者 （ニ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

３）鋼構造物工事（水門設備・鋼橋上部工・水管橋上部工工事等）

請負代金額	主任技術者の資格要件
８千万円以上	（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理に合格した者。 （ロ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）に合格した者。 （ハ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
８千万円未満 １千万円以上	（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者。 （ロ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）に合格した者。 （ハ）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後３年以上実務の経験を有する者で、在学中に土木工学、建築学又は機械工学に関する学科を修めた者。 （ニ）鋼構造物工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者 （ホ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

４）機械器具設置工事（ポンプ設備・除塵設備工事等）

請負代金額	主任技術者の資格要件

現　行（平成22年10月）

第１章　総　則

１億円未満 １千万円以上	（イ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を電気電子部門又は**総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）**に合格した者。 **（ロ）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後３年以上実務の経験を有する者で、在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。** **（ハ）電気通信工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者** **（ニ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。**

３）鋼構造物工事（水門設備・鋼橋上部工・水管橋上部工工事等）

請負代金額	主任技術者の資格要件
１億円以上	（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を一級の電気工事施工管理に合格した者。 （ロ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）**又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）**に合格した者。 **（ハ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者**
１億円未満 １千万円以上	（イ）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者。 （ロ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）**又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）**に合格した者。 **（ハ）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後３年以上実務の経験を有する者で、在学中に土木工学、建築学又は機械工学に関する学科を修めた者。** **（ニ）鋼構造物工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者** **（ホ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。**

４）機械器具設置工事（ポンプ設備・除塵設備工事等）

請負代金額	主任技術者の資格要件

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

８千万円以上	（イ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）に合格した者。 （ロ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
８千万円未満 １千万円以上	（イ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）に合格した者。 （ロ）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後３年以上実務の経験を有する者で、在学中に建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者。 （ハ）機械器具設置工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者 （ニ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

（２）施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、以下のいずれかに該当する場合は、協議により変更できるものとする。

１）技術者のやむを得ない事情（病気、退職、死亡、その他の理由等）により変更が必要と総括監督員が認めたとき。

２）工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作が完了したとき。
ただし、この場合、変更後の技術者はあらかじめ報告済みの者に限る。

３）工事の主体部分が完成した場合等で、変更しても支障が無いと総括監督員が認めたとき。

４）以下に該当する場合で工事の進捗状況等、現場の施工実態、施工体制等を考慮して支障が無いと総括監督員が認めたときで、当初工期経過後。

①　受注者の責によらず工事中止等が行われ、工期延長がされたとき。

②　受注者の責によらず当初の工期に対して大幅（３ヶ月程度以上）な工期延長が行われたとき。

上記により途中変更を行う場合は下記により対応すること。

ア）後任技術者について資格及び資格取得後の経験年数を同等以上（前任技術者の経験年数以上又は５年以上の経験年数）とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有すること。

なお、一般競争入札方式により入札を行った工事の後任技術者の施工経験については、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の条件を満足するものとする。

イ）技術者の変更に際し、引継に必要な期間について新旧技術者の重複を行い継続的な業務が遂行できるようにすること。

引継に必要な期間は１年以内の工期の工事においては７日間程度、１年を超えて２年以内の工期の工事においては 14 日間程度、２年を超える工期の工事につ

現　行（平成22年10月）

第１章　総　則

１億円以上	（イ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を機械部門**又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）**に合格した者。 **（ロ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者**
１億円未満 １千万円以上	（イ）技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を機械部門**又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）**に合格した者。 **（ロ）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後３年以上実務の経験を有する者で、在学中に建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者。** **（ハ）機械器具設置工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者** **（ニ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。**

（２）施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、以下のいずれかに該当する場合は、協議により変更できるものとする。

１）技術者のやむを得ない事情（病気、退職、死亡、その他の理由等）により変更が必要と総括監督員が認めたとき。

２）工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作が完了したとき。
ただし、この場合、変更後の技術者はあらかじめ報告済みの者に限る。

３）工事の主体部分が完成した場合等で、変更しても支障が無いと総括監督員が認めたとき。

４）以下に該当する場合で工事の進捗状況等、現場の施工実態、施工体制等を考慮して支障が無いと総括監督員が認めたときで、当初工期経過後。

①　請負者の責によらず工事中止等が行われ、工期延長がされたとき。

②　請負者の責によらず当初の工期に対して大幅（３ヶ月程度以上）な工期延長が行われたとき。

上記により途中変更を行う場合は下記により対応すること。

ア）後任技術者について資格及び資格取得後の経験年数を同等以上（前任技術者の経験年数以上又は５年以上の経験年数）とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有すること。

なお、一般競争入札方式により入札を行った工事の後任技術者の施工経験については、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の条件を満足するものとする。

イ）技術者の変更に際し、引継に必要な期間について新旧技術者の重複を行い継続的な業務が遂行できるようにすること。

引継に必要な期間は１年以内の工期の工事においては７日間程度、１年を超えて２年以内の工期の工事においては 14 日間程度、２年を超える工期の工事につ

改　定　後（平成25年11月）

いては１ヶ月間程度を目安とする。

ウ）原則として同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと。

２．監理技術者

（１）契約約款第 11 条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第 26 条４項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。

（注）監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事業以外で下請契約の合計金額が 3,000 万円以上の工事である。

３．配置技術者等の適格性及び専任性等の確認

（１）契約約款第 11 条に定める現場代理人等指定通知書の添付書類として雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）を提出するものとする。

（２）請負代金額が 2,500 万円以上の場合は、（１）に加えて「技術者の専任届出書」を添付するものとする。

４．低入札価格調査対象工事における技術者の増員

（１）専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回る価格で契約を締結する請負者は、山形県が発注した工事のうち、過去２年以内に完成した工事又は入札日現在に施工中の工事に関して、次のいずれか一つに該当する場合は、監理技術者とは別に、入札公告に示した監理技術者の要件を満たす技術者を専任で１名工事現場に配置しなければならない。

イ　６５点未満の工事成績評定を通知された。

ロ　施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補を行った（軽微な手直し等は除く。）。または、かしに起因して修補又は損害賠償を請求された。

ハ　品質管理、安全管理に関し、山形県から指名停止措置を受けた。

ニ　自らに起因して工期を大幅に遅延した。

（２）上記により技術者を配置するときは、建設工事請負契約約款様式第５号を使用して総括監督員に通知しなければならない。通知にあたっては「主任技術者・監理技術者」を「別に配置する技術者」と修正したうえ、監理技術者資格者証の写し及び請負者との雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付すること。

１－１－32 臨機の措置

１．受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとならなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に通知しなければならない。

２．監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

なお、請求された場合、受注者はすみやかに措置をとり、その内容を監督職員に報告し、確認を受けなければならない。

現　行（平成22年10月）

いては１ヶ月間程度を目安とする。

ウ）原則として同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと。

２．監理技術者

（１）契約約款第 11 条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第 26 条４項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。

（注）監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事業以外で下請契約の合計金額が 3,000 万円以上の工事である。

３．配置技術者等の適格性及び専任性等の確認

（１）契約約款第 11 条に定める現場代理人等指定通知書の添付書類として雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）を提出するものとする。

（２）請負代金額が 2,500 万円以上の場合は、（１）に加えて「技術者の専任届出書」を添付するものとする。

４．低入札価格調査対象工事における技術者の増員

（１）専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回る価格で契約を締結する請負者は、山形県が発注した工事のうち、過去２年以内に完成した工事又は入札日現在に施工中の工事に関して、次のいずれか一つに該当する場合は、監理技術者とは別に、入札公告に示した監理技術者の要件を満たす技術者を専任で１名工事現場に配置しなければならない。

イ　６５点未満の工事成績評定を通知された。

ロ　施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補を行った（軽微な手直し等は除く。）。または、かしに起因して修補又は損害賠償を請求された。

ハ　品質管理、安全管理に関し、山形県から指名停止措置を受けた。

ニ　自らに起因して工期を大幅に遅延した。

（２）上記により技術者を配置するときは、建設工事請負契約約款様式第５号を使用して総括監督員に通知しなければならない。通知にあたっては「主任技術者・監理技術者」を「別に配置する技術者」と修正したうえ、監理技術者資格者証の写し及び請負者との雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付すること。

１－１－31 臨機の措置

１．請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとならなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。

２．監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象に伴い、工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

１－１－33 請負代金額内訳書及び工事費構成書

１．受注者は、設計図書において契約約款第３条第２項の請負代金額内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を規定されたときは、所定の様式に基づき作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

２．監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。

３．受注者は、第１項の規定に基づき請負代金額内訳書を提出した場合には、監督職員に対し、当該工事の工事費構成書（以下「構成書」という。）の提示を求めることが出来る。また、発注者が提示する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字２桁（３桁目又は小数３桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。

４．監督職員は、受注者から構成書の提示を求められたときは、その日から 14 日以内に提出しなければならない。

５．受注者は、構成書の内容に関し監督職員の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。なお、構成書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

１－１－34　創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに監督職員の指示する所定の様式により、監督職員へ提出することが出来る。

第２節 関連工事の調整

１－２－１ 受注者相互の協力

受注者は、契約約款第２条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第３節 下請負人の通知

１－３－１ 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（１）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

（２）下請負者が、山形県の建設工事競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。

（３）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

１－１－32 請負代金額内訳書及び工事費構成書

１．請負者は、設計図書において契約約款第３条第２項の請負代金額内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を規定されたときは、所定の様式に基づき作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

２．監督職員は、内訳書の内容に関し請負者の同意を得て、説明を受けることが出来るものとする。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。

３．請負者は、第１項の規定に基づき請負代金額内訳書を提出した場合には、監督職員に対し、当該工事の工事費構成書（以下「構成書」という。）の提示を求めることが出来る。また、発注者が提示する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字２桁（３桁目又は小数３桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。

４．監督職員は、請負者から構成書の提示を求められたときは、その日から 14 日以内に提出しなければならない。

５．請負者は、構成書の内容に関し監督職員の同意を得て、説明を受けることが出来るものとする。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。なお、構成書は、発注者及び請負者を拘束するものではない。

１－１－33　創意工夫

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する項目について、工事完成時までに監督職員の指示する所定の様式により、監督職員へ提出することが出来る。

第２節 関連工事の調整

１－２－１ 請負者相互の協力

請負者は、契約約款第２条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第３節 下請負人の通知

１－３－１ 工事の下請負

請負者は、下請負に付する場合には次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（１）請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

（２）下請負者が、山形県のの競争入札参加資格者（建設工事）である場合、指名停止期間中でないこと。

（３）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

第４節 特許権等の使用

１－４－１ 特許権等

１．受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明治が無く、その使用に関した費用負担を契約約款第９条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

２．受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。

また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

３．発注者が引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成 22 年 12 月３日改正法律第 65 号第２条第１項第１号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

第５節 監督職員

１－５－１ 監督職員

１．当該工事における監督職員の権限は、契約約款第 10 条第２項に規定した事項である。

２．監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

１－５－２ 現場技術員

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が示された場合には、次の各号によらなければならない。

（１）現場技術員が監督職員に代わり現場で立会をする場合には、その業務に協力しなければならない。

また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

ただし、現場技術員は、契約約款第 10 条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

（２）監督職員から受注者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがある。

この際は監督職員から直接指示又は通知等があったものと同様に取り扱わなければならない。

（３）監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告、又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

第４節 特許権等の使用

１－４－１ 特許権等

１．請負者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。

また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

２．発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法（昭和 45 年法律第 48 号第２条第１項第１号）」に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

第５節 監督職員

１－５－１ 監督職員

１．当該工事における監督職員の権限は、契約約款第 10 条第２項に規定した事項である。

２．監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督職員が、請負者に対し口頭による指示等を行えるものとする。、請負者は、口頭による指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。

１－５－２ 現場技術員

請負者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が示された場合には、次の各号によらなければならない。

（１）現場技術員が監督職員に代わり現場で立会をする場合には、その業務に協力しなければならない。

また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

ただし、現場技術員は、契約約款第 10 条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

（２）監督職員から請負者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがある。

この際は監督職員から直接指示又は通知等があったものと同様に取り扱わなければならない。

（３）監督職員の指示により、請負者が監督職員に対して行う報告、又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

第６節 履行報告ほか

１－６－１ 履行報告

受注者は、契約約款第 12 条の規定に基づき、履行状況について工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

１－６－２ 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指定する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。

１－６－３ 施工体制台帳~~及び施工体系図~~

~~１．受注者は、建設業法第 24 条の７第１項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条第１項に基づき、その写しを発注者に提出しなければならないが、これに監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び専任する専門技術者の顔写真、生年月日を追記するものとする。~~

~~２．受注者は、建設業法第 24 条の７第４項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条第３項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。~~

~~３．受注者は、発注者から本条１により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。~~

~~４．受注者は、本条１及び本条２の施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。~~

１．受注者は、「山形県元請下請適正化指導要領」（以下「要領」という。）を尊守すること。

２．受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が２以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が、3,000 万円以上になる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年３月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号、国港建第 112 号、国空建第 68 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。

３．第２項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年３月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号、国港建第 112 号）に従って、各下受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。

４．第２項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第２項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

５．第２項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

~~６．契約約款第 11 条により配置する現場代理人は、工事現場内において「現場代理人」と記した腕章やヘルメット等を常に着用し、第三者よりその存在を確認できるようにするものとする。~~

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

第６節 履行報告ほか

１－６－１ 履行報告

請負者は、契約約款第 12 条の規定に基づき、履行状況について所定の様式に作成し監督職員に提出しなければならない。

１－６－２ 事故報告書

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに人命、身体、財産の安全を確保し、関係機関と監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。

１－６－３ 施工体制台帳及び施工体系図

１．請負者は、建設業法第 24 条の７第１項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条第１項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び専任する専門技術者の顔写真を添付するものとする。

２．第１項の請負者は、建設業法第 24 条の７第４項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条第３項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。

３．第１項の請負者は、発注者から第１項により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。

４．第１項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

５．第１項の請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

６．契約約款第 11 条により配置する現場代理人は、工事現場内において「現場代理人」と記した腕章やヘルメット等を常に着用し、第三者よりその存在を確認できるようにするものとする。

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

~~７．第１項に規定する「施工体制台帳」及び、第２項に規定する「施工体系図」の適用対象工事については、下請負契約の請負金額によらず、工事の一部を下請負に付するすべての工事とする。~~

第７節 工事関係者に関する措置請求

１－７－１ 使用人等の管理

１．受注者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

２．受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

第８節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

１－８－１ 調査・試験に対する協力

１．受注者は、発注者が自ら又は発注者が設計図書で指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

２．受注者は、当該工事が発注者の実施する公共工事労務費調査又は機械設備労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

（１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

（２）調査票等を提出した事業所を発注者が事前に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

（３）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

（４）対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負者人を含む。）が前号と同様の責務を負う旨を定めなければならない。

３．受注者は、当該工事が発注者の実施する間接工事等諸経費動向調査の対象工事となった場合、調査等に必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

１－８－２ 規 格 値

品質及び出来形の規格値は、共通仕様書及び設計図書に定めるもののほか、施設機械工事等施工管理基準によるものとする。

１－８－３ 工事材料の品質

１．契約約款第 14 条第１項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するもの又は監督職員がこれと同等以上の品質を有すると

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

７．第１項に規定する「施工体制台帳」及び、第２項に規定する「施工体系図」の適用対象工事については、下請負契約の請負金額によらず、工事の一部を下請負に付するすべての工事とする。

第７節 工事関係者に関する措置請求

１－７－１ 使用人等の管理

１．請負者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

２．請負者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

第８節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

１－８－１ 調査・試験に対する協力

１．請負者は、発注者が自ら又は発注者が設計図書で指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

２．請負者は、当該工事が発注者の実施する公共工事労務費調査又は機械設備労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

（１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

（２）調査票等を提出した請負者の事業所を発注者が事前に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

（３）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

（４）対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。）が前号と同様の責務を負う旨を定めなければならない。

３．請負者は、当該工事が発注者の実施する間接工事等諸経費動向調査の対象工事となった場合、調査等に必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

１－８－２ 規 格 値

品質及び出来形の規格値は、共通仕様書及び設計図書に定めるもののほか、施設機械工事等施工管理基準によるものとする。

１－８－３ 工事材料の品質

１．契約約款第 14 条第１項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するもの又は監督職員がこれと同等以上の品質を有すると

改　定　後（平成２５年１１月）

認めたものをいう。

２．受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備、保管し、監督職員から請求のあった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。また、設計図書において事前に監督職員の検査（確認を含む）受けるものと提示された材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、検査（確認を含む）を受けなければならない。

３．受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について JIS 又は設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。

４．受注者は、設計図書において見本又は品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない工事材料については、これを提出しなければならない。

５．受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再確認（又は確認）を受けなければならない。

６．受注者は、表 1-8-1 の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

表１－８－１　監督職員の確認を受ける工事材料

区　分	確 認 材 料 名	摘　要
鋼　　材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和剤	セメント	JIS 製品以外
	混和材料	JIS 製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS 製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS 製品以外
塗　　料	塗料一般	
その他	レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所打ぐい用レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	

１－８－４　品質証明

１．受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。

現　　行（平成２２年１０月）

認めたものをいう。

２．請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任と費用負担において整備、保管し、監督職員から請求のあった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。また、設計図書において事前に監督職員の承諾を得なければならない材料の使用にあたり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

３．請負者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について JIS 又は設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。

４．請負者は、設計図書において見本又は品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない工事材料については、これを提出しなければならない。

５．請負者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再確認を受けなければならない。

６．請負者は、表 1-8-1 の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し監督職員の確認を受けなければならない。

表１－８－１　監督職員の確認を受ける工事材料

区　分	確 認 材 料 名	摘　要
鋼　　材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和剤	セメント	JIS 製品以外
	混和材料	JIS 製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS 製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS 製品以外
塗　　料	塗料一般	
その他	レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所打ぐい用レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	

１－８－４　品質証明

１．請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

（１）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、一部完成、中間検査、出来形検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。

（２）品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、検査員が検査時に立会いを求めた場合、品質証明員は検査に立会わなければならない。

（３）品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

（４）品質証明員の資格は 10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは１級土木施工管理士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。

（５）品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

２．品質証明の実施にあたっては「山形県品質証明実施基準」(平成 18 年８月 29 日付け、農計第 961 号)によるものとする。なお、品質証明（社内検査）員は複数名定めることはできるが、検査時の立会は代表者１名でも可とする。

第９節 支給材料及び貸与品ほか

１－９－１ 支給材料及び貸与品

１．受注者は、支給材料及び貸与品を契約約款第 16 条第８項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２．受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

３．受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給品の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

~~４．受注者は、契約約款第 16 条第１項の規定に基づき、工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量及び規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書をその使用予定日の 14 日前までに監督職員に提出しなければならない。~~

４．契約約款第 16 条第１項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

５．受注者は、契約約款第 16 条第９項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」について、監督職員の指示に従わなければならない。

なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

６．受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

７．受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

８．支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

１－９－２ 工事現場発生品

１．受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示す

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

（１）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、一部完成、中間検査、出来形検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。

（２）品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、検査員が検査時に立会いを求めた場合、品質証明員は検査に立会わなければならない。

（３）品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

（４）品質証明員の資格は 10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは１級土木施工管理士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。

（５）品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

２．品質証明の実施にあたっては「山形県品質証明実施基準」(平成 18 年８月 29 日付け、農計第 961 号)によるものとする。なお、品質証明（社内検査）員は複数名定めることはできるが、検査時の立会は代表者１名でも可とする。

第９節 支給材料及び貸与品ほか

１－９－１ 支給材料及び貸与品

１．請負者は、支給材料及び貸与品を契約約款第 16 条第８項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２．請負者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

３．請負者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給品の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。

４．請負者は、契約約款第 16 条第１項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督職員に提出しなければならない。

５．契約約款第 16 条第１項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

６．請負者は、契約約款第 16 条第９項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

７．請負者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

８．請負者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

９．支給材料及び貸与品の所有権は、請負者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

１－９－２ 工事現場発生品

１．請負者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

る場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員と通じて発注者に提出しなければならない。

２．受注者は、第１項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員と通じて発注者に提出しなければならない。

１－９－３　建設副産物

１．受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合は設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては監督職員と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事にあっては監督職員の承諾を得なければならない。

２．受注者は、産業廃棄物が搬出される工事施工にあたっては、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニュフェスト）又は電子マニュフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。

３．受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成 14 年 6 月 18 日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成 3 年 12 月 6 日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

４．受注者は、建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、砕石等）を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

５．受注者は、建設副産物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルトコンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、建設発生土等）を工事現場から搬出する場合には、「再生資源利用促進計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

６．受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

第 10 節　工事用地の確保等

１－10－１　工事用地等の使用

１．受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持、管理するものとする。

２．設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

現　行（平成22年10月）

第１章　総　則

図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

２．請負者は、第１項以外のものが発生した場合、監督職員に通知し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

１－９－３　建設副産物

１．請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。なお、設計図書に示されていない場合で、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事にあっては、監督職員の承諾を得るものとする。

２．請負者は、建設副産物が搬出される工事施工にあたり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニュフェスト）又は電子マニュフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員に関係資料を提示しなければならない。

３．請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成 14 年 6 月 18 日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成 3 年 12 月 6 日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

４．請負者は、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

５．請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材・建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

６．請負者は、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督職員に提出しなければならない。

第 10 節　工事用地の確保等

１－10－１　工事用地等の使用

１．請負者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持、管理するものとする。

２．設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

３．受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

４．受注者は、第１項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前において、発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

５．発注者は、第１項に規定した工事用地等について受注者が復旧の業務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

６．受注者は、提供を受けた用地を工事仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

~~６．受注者は、第１項に規定した工事用地等について、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。~~

~~また、工事用地等の返還にあたり、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者の確認を受けなければならない。~~

~~なお、発注者が地権者に返還する際には、立会わなければならない。~~

第 11 節 設計図書の変更等

１－11－１ 設計図書の変更等

１．設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

~~２．工事の契約後、設計図書の内容に変更が生じた場合において、発注者又は受注者の発議による協議のうえ、設計図書の内容変更並びに請負代金額の変更を行うことができるものとする。~~

~~ただし、受注者からの発議に基づく設計図書の内容変更のうち、設計図書に示した目的及び機能が同等と監督職員が判断し、承諾した設計図書の内容については請負代金額の変更を行わないものとする。~~

~~この場合、監督職員は必要に応じ受注者に対し、これらの技術的証明又は必要な資料の提出を求め、打合せを行うものとする。~~

~~３．請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更は、次によるものする。~~

~~監督職員の文書による指示により、設計図書に示された設計条件、設計基準仕様、材質、構造及び操作、制御方法等並びに施工方法の変更を行った場合、発注者と受注者は協議のうえ、指示した日を基準日とし変更するものとする。~~

~~請負代金額の変更は、設計図書に示した仕様並びに数量を基本として、工事に係わる部分についてのみ行うものとする。~~

現　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

３．請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収した場合、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

４．請負者は、第１項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前において、発注者が返還を要求してきたときも同様とする。

５．発注者は、第１項に規定した工事用地等について請負者が復旧の業務を履行しない場合、自ら復旧することができるものとし、その費用は請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

６．請負者は、第１項に規定した工事用地等について、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事用地等の返還にあたり、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者の確認を受けなければならない。

なお、発注者が地権者に返還する際には、立会わなければならない。

第 11 節 設計図書の変更等

１－11－１ 設計図書の変更等

１．設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき発注者が修正することをいう。

２．工事の契約後、設計図書の内容に変更が生じた場合において、発注者又は請負者の発議による協議のうえ、設計図書の内容変更並びに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

ただし、請負者からの発議に基づく設計図書の内容変更のうち、設計図書に示した目的及び機能が同等と監督職員が判断し、承諾した設計図書の内容については請負代金額の変更を行わないものとする。

この場合、監督職員は必要に応じ請負者に対し、これらの技術的証明又は必要な資料の提出を求め、打合せを行うものとする。

３．請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更は、次によるものする。

監督職員の文書による指示により、設計図書に示された設計条件、設計基準仕様、材質、構造及び操作、制御方法等並びに施工方法の変更を行った場合、発注者と請負者は協議のうえ、指示した日を基準日とし変更するものとする。

請負代金額の変更は、設計図書に示した仕様並びに数量を基本として、工事に係わる部分についてのみ行うものとする。

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

第 12 節 工事の中止

１－12－１ 工事の一時中止

１．発注者は、契約約款第 21 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事中断については、１－１－48 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しらければならない。

~~（１）契約約款第 17 条に規定する工事用地が確保されない場合~~

（１）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合。

（２）関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適当と認めた場合。

（３）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行を不適当と認めた場合。

~~（５）災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合。~~

~~（６）第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認めた場合~~

２．発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合は、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

３．第１項及び第２項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

第 13 節 工期の変更方法

１－13－１ 工期変更

１．契約約款第 16 条第７項、第 18 条第１項、第 19 条第５項、第 20 条、第 21 条第３項、第 22 条及び第 45 条第２項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

２．受注者は、契約約款第 19 条第５項及び第 20 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 24 条第２項に定める協議開始の日に工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

３．受注者は、契約約款第 21 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 24 条第２項に定める協議開始の日に工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

現　行（平成22年10月）

第１章　総　則

第 12 節 工事の中止

１－12－１ 工事の一時中止

１．発注者は、契約約款第 21 条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、請負者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

（１）契約約款第 17 条に規定する工事用地が確保されない場合

（２）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

（３）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

（４）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行を不適当と認めた場合

（５）災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

（６）第三者、請負者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認めた場合

２．発注者は、請負者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合は、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。

３．第２項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、工事現場を直接に保全しなければならない。

第 13 節 工期の変更方法

１－13－１ 工期変更

１．契約約款第 16 条第７項、第 18 条第１項、第 19 条第５項、第 20 条、第 21 条第３項、第 22 条及び第 45 条第２項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と請負者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を請負者に通知するものとする。

２．請負者は、契約約款第 19 条第５項及び第 20 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第 24 条第２項に定める協議開始日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。

３．請負者は、契約約款第 21 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第 24 条第２項に定める協議開始日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。

改　定　後（平成25年11月）

４．受注者は、契約約款第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第 24 条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

５．受注者は、契約約款第 23 条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第 24 条第２項に定める協議開始の日に工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

第 14 節 不可抗力による損害

１－14－１ 不可抗力による損害

１．受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。

２．契約約款第 31 条第１項に規定する「設計図書で定める基準」とは、次の各号に定めるものをいう。

（１）波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

（２）降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

① 24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

② 1 時間雨量（任意の 60 分間における雨量をいう。）が 20mm 以上

（３）強風に起因する場合。

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合。

（４）河川沿いの施設にあっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

（５）地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合。

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。

３．契約約款第 31 条第２項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約約款第 28 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

第 15 節 検査及び引渡し

１－15－１ 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

１．受注者は設計図書に従って、工事の施工について監督職員の立会にあっては、あらかじめ監督職員が提示した様式の立会願を監督職員に提出しなければならない。

２．監督職員は、工事が設計図書どおりに行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、

現　行（平成22年10月）

４．請負者は、契約約款第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第 24 条第２項に定める協議開始日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。

５．請負者は、契約約款第 23 条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第 24 条第２項に定める協議開始日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。

第 14 節 不可抗力による損害

１－14－１ 不可抗力による損害

１．請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書の規定の適用を受けると思われる場合には、速やかに損害発生通知書を所定の様式により作成し監督職員に報告するものとする。

２．契約約款第 31 条第１項に規定する「設計図書で定める基準」とは、次の各号に定めるものをいう。

（１）降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

① 24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

② 1 時間雨量（任意の 60 分間における雨量をいう。）が 20mm 以上

（２）強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合

（３）地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

３．契約約款第 31 条第２項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、第１編 1-1-20 及び契約約款第 28 条に規定する「臨機の措置」を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。

第 15 節 検査及び引渡し

１－15－１ 監督職員による確認及び立会等

１．請負者は、設計図書に従って、工事の施工について監督職員の立会を求める場合に当たっては、あらかじめ別に定める立会願を監督職員に提出しなければならない。

２．監督職員は、工事が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会いし、又は資料の提出を請求できるものと

改　定　後（平成25年11月）

第１章　総　則

受注者はこれに協力しなければならない。

なお、受注者は監督職員が製作工場、工事現場等へ立ち入り、立会する場合においては、その時期、その場所について監督職員と協議するものとする。

3．監督職員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を整備のために必要な費用は、受注者の負担とする。

なお、監督職員が製作工場において立会及び監督職員による検査「確認を含む」を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供するとともに、光熱費を負担しなければならない。

4．監督職員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。

ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

5．受注者は、契約約款第 10 条第 2 項第 3 号、第 14 条第 2 項又は第 15 条第 1 項若しくは同条第 2 項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料確認に合格した場合にあっても、契約約款第 18 条及び第 33 条に規定する義務を免れないものとする。

6．監督職員は、設計図書に定める段階確認において臨場を書面とすることができる。

この場合において、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提出しなければならない。

7．発注者又は監督職員が立会する段階確認項目は、設計図書に示すとおりとするものとする。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には受注者は、段階確認を受けなければならない。

１－15－２　工事完成検査

1．受注者は、契約約款第 33 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。

2．受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

（1）設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。

（2）契約約款第 18 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。

（3）設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。

（4）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3．検査は、監督職員又は契約担当者が指定する職員及び受注者の立会いの上、山形県建設工事検査規程に基づき検査を受ける。

4．受注者は、当該工事の完成検査については、第 1 編 1-15-1 第 3 項の規定を準用する。

１－15－３　一部完成検査~~及び、出来形検査~~

1．受注者は、契約約款第 40 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、一部完成検査を受けなければならない。

2．一部完成検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

現　行（平成22年10月）

第１章　総　則

し、請負者は、これに協力しなければならない。

なお、請負者は監督職員が製作工場、工事現場等へ立ち入り、立会する場合においては、その時期、その場所について監督職員と協議するものとする。

3．監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を整備のために必要な費用は、請負者の負担とする。

なお、監督職員が製作工場において立会及び確認を行う場合、請負者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供するとともに、光熱費を負担しなければならない。

4．監督職員による確認及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。

5．請負者は、契約約款第 10 条第 2 項第 3 号、第 14 条第 2 項又は第 15 条第 1 項若しくは同条第 2 項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料確認に合格した場合にあっても、契約約款第 18 条及び第 33 条に規定する義務を免れないものとする。

6．監督職員は、設計図書に定める段階確認において臨場を書面とすることができる。

この場合において、請負者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提出しなければならない。

7．発注者又は監督職員が立会する段階確認項目は、設計図書に示すとおりとするものとする。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には請負者は、段階確認を受けなければならない。

１－15－２　工事完成検査

1．請負者は、契約約款第 33 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。

2．請負者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

（1）設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。

（2）契約約款第 18 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。

（3）設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。

（4）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3．検査は、監督職員又は契約担当者が指定する職員及び請負者の立会いの上、山形県建設工事検査規程に基づき検査を受ける。

4．請負者は、当該工事の完成検査については、第 1 編 1-15-1 第 3 項の規定を準用する。

１－15－３　一部完成検査及び、出来形検査

1．請負者は、契約約款第 39 条第 2 項の部分払いの確認の請求を行った場合は出来形検査を、契約約款第 40 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、一部完成検査を受けなければならない。

2．一部完成検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものと

改　定　後（平成25年11月）

３．一部完成検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。

~~４．受注者は、契約約款第 39 条に基づく部分払いの請求を行う場合は、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し監督職員に提出しなければならない。~~

４．検査は、監督職員又は契約担当者が指定する職員及び受注者の立会いの上、山形県建設工事検査規程に基づき検査を受ける。

５．受注者は、当該一部完成検査及び出来形検査については、第１編 1-15-1 第３項の規定を準用する。

~~７．受注者は、契約約款第 36 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に中間前金払認定請求書及び工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。~~

１－15－４　中間検査

１．受注者は、山形県建設工事検査規程に基づく、中間検査を受けなければならない。

２．中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

３．中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。

４．中間検査の時期選定は、発注者が受注者の意見を聞いて監督職員が行うものとする。

５．検査は、監督職員又は契約担当者が指定する職員及び受注者の立会いの上、山形県建設工事検査規程に基づき検査を受ける。

６．受注者は、当該中間検査については、第１編 1-15-1 第３項の規定を準用する。

１－15－５　出来形検査

１．受注者は、契約約款第 39 条第２項の部分払の確認の請求を行った場合には出来形検査を受けなければならない。

２．受注者は、契約約款第 39 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならい。

３．検査は、監督職員又は契約担当者が指定する職員及び受注者の立会いの上、山形県建設工事検査規定に基づき検査を受ける。

４．受注者は、当該出来形検査については、第１編１－15－１第３項の規定を準用する。

第 16 節　部分使用

１－16－１　部分使用

１．発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。

２．受注者は、発注者が契約約款第 35 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用をする場合には、山形県建設工事検査規定に基づく中間検査を受けるものとする。

第 17 節　保　険　等

１－17－１　保険の付保及び事故の補償

１．受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

現　行（平成22年10月）

する。

３．一部完成検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。

４．請負者は、契約約款第 39 条に基づく部分払いの請求を行う場合は、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し監督職員に提出しなければならない。

５．検査は、監督職員又は契約担当者が指定する職員及び請負者の立会いの上、山形県建設工事検査規程に基づき検査を受ける。

６．請負者は、当該一部完成検査及び出来形検査については、第１編 1-15-1 第３項の規定を準用する。

７．請負者は、契約約款第 36 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に中間前金払認定請求書及び工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

１－15－４　中間検査

１．請負者は、山形県建設工事検査規程に基づく、中間検査を受けなければならない。

２．中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

３．中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。

４．中間検査の時期選定は、発注者が請負者の意見を聞いて監督職員が行うものとする。

５．検査は、監督職員又は契約担当者が指定する職員及び請負者の立会いの上、山形県建設工事検査規程に基づき検査を受ける。

６．請負者は、当該中間検査については、第１編 1-15-1 第３項の規定を準用する。

第 16 節　部分使用

１－16－１　部分使用

１．発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。

２．請負者は、発注者が契約約款第 35 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、検査による品質及び出来形等の検査を受けるものとする。

第 17 節　保　険　等

１－17－１　保険の付保及び事故の補償

改　定　後（平成２５年１１月）

第１章　総　則

２．受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
３．受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
４．受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
５．受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後１ヵ月以内及び工事完成時に、発注者に提出しなければならない。

現　　行（平成２２年１０月）

第１章　総　則

１．請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
２．請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
３．請負者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後１箇月以内及び工事完成時に、発注者に提出しなければならない。